
令和8年度

大分市学校教育指導方針



大分市教育委員会

はじめに

現代は将来の予測が困難な時代であり、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。子どもたちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りする力を身につけることの重要性が増しており、学校教育の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

国はこうした状況を踏まえ、「思考力、判断力、表現力等」を発揮する中で、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「知識及び技能」の定着を図るとともに、自己の学びの調整や他者との対話・協働により、粘り強く考えたり次の行動につなげたりする経験を通じて「学びに向かう力、人間性等」を育成することを推進しています。加えて、探究学習等を取り入れた授業を通じて、創造性や新たな価値を生み出す力を育む取組を推奨するとともに、グローバル化する社会に対応するために、英語教育の充実や異文化交流の機会の提供、ICTを活用した多様な学びの環境づくりも重要視しています。これらの取組を通じて、全ての子どもたちがその個性や特性に応じて力を伸ばすことができる「個別最適な学び」と他者と協力し合いながら新たな価値を創造する「協働的な学び」の一体的な充実を求めており、未来の社会において全ての子どもが可能性を発揮し、持続可能な社会づくりに貢献できることを目指しています。

現在、本市におきましては、令和7年度から「大分市総合計画 未来へつなぐ おおいたビジョン 2034～ウェルビーイングな社会の実現に向けて～」及び「大分市教育ビジョン2029」に基づく様々な取組を推進しているところであります。

「令和8年度大分市学校教育指導方針」は、学校教育の役割や社会情勢の変化、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにし、各学校（園）における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的として策定いたしました。

本指導方針では、「ふるさとを愛し、新たな時代を創造する子ども」を本市が目指す子ども像とし、幼児教育を含めた8つの重要課題に沿って、その解決に向けた具体的な方法や視点を位置付けており、特に、本年度は、「中学校区における育成すべき資質・能力を明確にした小中一貫教育の推進」、「探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の充実」、「SNSを通じたいじめの問題、人権侵害等、情報モラルに関する指導の強化」などについて明記し、各学校（園）における具体的な取組につなげられるよう示しています。

各学校（園）におきましては、本指導方針の趣旨を十分に踏まえ、各重要課題の具現化に向けた取組を充実させるとともに、「次の問題にも取り組んでみたい」と学び続けていく体系的な学びの実現に向けた創意工夫を生かした特色ある学校づくりを一層推進し、子どもたちが地域に愛着をもちながら、主体的に学び続け、よりよい未来を創り出す力を育むための取組をさらに深めていくことを期待します。

令和8年4月

大分市教育委員会

教育長 栗井 明彦

[表紙絵] 「夜の湖」 (第64回 福田平八郎賞 入賞作品)

[作者] 大分市立明治北小学校 3年 大塚 りこさん (学校名、学年は、受賞時のもの)

活用に当たって

本指導方針は、学校教育の役割や社会情勢の変化、本市教育の現状等を踏まえ、毎年度編集しています。

第1部

第1部として、「大分市総合計画 未来へつなぐ おおいたビジョン2034～ウェルビーイングな社会の実現に向けて～」及び「大分市教育ビジョン2029」等を踏まえ、「本市の目指す学校教育」や「目指すこども像及び3つの姿」を示しました。また、時代を超えても変わらない価値への追求や著しい社会の変化への柔軟な対応を図る上から、本市の実情に即し、「重要課題と指標」を示しました。

本市の目指すこども像 ふるさとを愛し、新たな時代を創造するこども

本市では、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、自己の「ふるさと」に自信と誇りを持ち、多文化共生社会を目指しながら、様々な問題解決等を通じて、持続可能な社会を維持・発展させることのできるこどもを育成します。

3つの姿

夢や希望の実現に向け、主体的に学び、自己の可能性を発揮する

こどもたちが自ら目標を定め、その実現に向け主体的に学び、単に知識を習得するだけでなく、その知識を活用して目標を達成する力を育てます。

豊かな感性をもち、多様な他者と協働しながら、よりよく問題を解決し新たな価値を創る

多様な意見を尊重しながら、他者と協働し、問題解決に取り組む力を育てるとともに、創造性を発揮し、新たな価値を生み出す力を育てます。

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける

国際的な視野をもち、異文化理解等を重視し、社会の変化に対応しながら、学び続ける力を育てます。

各学校（園）においては、学校教育全体構想等に目指すこども像を位置付け、教育活動が一層充実するよう努めることが大切です。

第2部

第2部として、「重要課題」ごとに、その解決に向けた具体的な方法や視点を、また、それらのうち令和8年度に重点的に取り組むべき内容を、「本年度の重点」として示しました。各学校（園）においては、学校経営計画表の作成や学校評価の評価項目の設定、各分掌業務や学習指導の推進等、様々な機会に本指導方針をご活用ください。

※文章中の小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には後期課程を含むものとしております。

II 知・徳・体のバランスのとれた力の育成

1 確かな学力の定着・向上

こどもたちの生きる力を育む上から、「基礎的・基本的な知識及び技能」「思考力、判断力、取り組み態度」をバランスよく育成し、確かな学力の定着・向上を図ることが重要である。各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学習の基盤となる言語能力、とりわけ「書く力」を育成するとともに、探究的な見方・考すの時間の充実を図ることが必要である。

1 確かな学力の定着・向上を図る学習指導

- 1 授業の工夫改善を進める実践的な教育研究を基本に不
断の自己研鑽を通じ、授業力を高め、確かな学力の定着・
向上に努める。
- (1) 各教科等の目標や内容の系統性、関連性を明確にした
指導により、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な
習得を図る。
- ⋮
- (4) 視察・実験、レポートのイ
知知識及び技能の活用を図
における思考力、判断力、
充実する。
- (5) 学校図書館において、読
ター」「学習・情報センタ
動や探究活動を充実する。

本市の重要課題

背景や現状、必要性等について記述して
います。

具体的な方法や視点

具現化に向けた具体的な方法や視点が分か
るよう、目標や理念、内容や方法、評価や
改善等に関わる内容を記述しています。

<本年度の重点>

- 「大分市授業力向上ハンドブック」等に基づいた授業づくりの推進
 - ・単元や1単位時間の授業における「見直し」と「振り返り」のある問題解決的な授業展開の推進
 - ・一人1台端末や電子黒板等のICTを効果的に活用した分かりやすい授業展開の工夫改善
 - ・国語科をはじめとした各教科等における書く力の育成
- 探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の充実
 - ・「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の過程が繰り返される探究的な学習
 - ・総合的な学習の時間と各教科等を関連付けた単元配列表の作成、活用

本年度の重点

具体的な方法や視点として示したもののう
ち、本年度、重点的に取り組む内容を記述
しています。

第1部

本市の目指す学校教育

確かな学力、豊かな人間性と社会性、健やかな心身をバランスよく育成し、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育む学校教育

本市の目指すこども像と3つの姿

本市の目指すこども像 **ふるさとを愛し、新たな時代を創造するこども**

3つの姿

夢や希望の実現に向け、主体的に学び、自己の可能性を発揮する

豊かな感性をもち、多様な他者と協働しながら、よりよく問題を解決し新たな価値を創る

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける

本市の重要課題と指標

□ 幼児教育の充実

【指標】 「育みたい資質・能力」を踏まえたカリキュラムを作成し、評価・改善を行っている施設の割合

I 「縦の接続」による教育の展開

1 幼保小連携の推進

【指標】 校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施し、授業参観・保育参観を通じた協議を行った小学校の割合

2 小中一貫教育の推進

【指標】 中学校進学(7年生の進級)にあたり、不安よりも期待が大きいと感じる児童の割合

3 キャリア教育の推進

【指標】 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合

II 知・徳・体のバランスのとれた力の育成

1 確かな学力の定着・向上

【指標】 国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合

【指標】 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合

【指標】 学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる児童生徒の割合

【指標】 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組むことができる児童生徒の割合

2 豊かな人間性と社会性の育成

【指標】 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合

【指標】 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合

【指標】 読書活動や体験活動等を通して、感動したり、自分の考えが広がったりしたと感じる児童生徒の割合

3 健やかな心身の育成

【指標】 新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合

【指標】 自分の健康で気を付けていることがある児童生徒の割合

III 社会の変化への対応

【指標】 自分の住んでいる国や他国の文化を知り、多様な人々と交流してみたいと思う児童生徒の割合

【指標】 授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合

【指標】 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合

IV 特別支援教育の充実

【指標】 特別な支援を必要とする児童生徒に対して特性に応じた指導の工夫(板書、説明、教材提示の方法等)を行っている学校の割合

V いじめ、不登校対策等の充実

【指標】 いじめの解消率

【指標】 学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合

VI 地域とともにある学校づくりの推進

【指標】 学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合

【指標】 コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと回答する学校の割合

VII 学校教育における人権教育の推進と充実

【指標】 地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習を受講した児童生徒の割合

第2部

□ 幼児教育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うことから、職員の専門性の向上を図るとともに、自発的な活動としての遊びを通して主体的な学びを促し、生きる力の基礎を育む教育の充実が求められる。

各園においては、幼児理解に基づいた環境の構成（物的、人的、自然的、社会的等）について工夫を行い、幼児が自ら発達に必要な経験を積み重ねていくことができるようにすることが重要である。

また、家庭や地域と連携・協働した魅力ある園づくりを進めることが必要である。

1 地域に開かれ信頼される園づくり

園長の積極的なリーダーシップの下、園や地域の特性を生かした開かれた園づくり、信頼される園づくりに努める。

- (1) 幼児期の特性を踏まえ、集団生活の中で自発的な活動としての遊びを通じて、生きる力の基礎を培う園経営を推進する。
- (2) 健康な体、豊かな心情、社会性等をバランスよく育み、小学校以降の教育の基礎を培う特色ある園づくりを推進する。
- (3) 園経営の改善に生かす組織的・継続的な園評価の充実を図るとともに、教育内容やこどもの育ち、子育てに関する情報等を家庭や地域、小学校等に積極的に発信する。
- (4) 保護者や地域住民と教育目標等を共有し、連携・協働した教育活動を充実させることにより、園経営の改善を図る。
- (5) 家庭、地域及び関係諸機関との緊密な連携・協力の下、幼児の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。

2 生きる力の基礎を培う魅力ある保育

遊びを通じた総合的な指導を中心に、幼児教育において育みたい資質・能力「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むよう、幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、幼児期の発達特性を十分に踏まえた教育課程の編成、実施、改善に生かす評価に努める。

- (1) 幼児一人一人の発達の課題や過程を的確に把握し、乳幼児期からの発達と学びの連続性を踏まえた適切な環境の構成を意図的、計画的に進め、健やかな成長を促す保育を展開する。

- (2) 幼児の発達に必要となる多様な体験の関連性を重視し、発達の段階に応じた望ましい心情、意欲、態度を育む保育を展開する。
- (3) 心を動かす体験活動の場を工夫し、言葉等で伝え合う喜びや豊かな感性の醸成を図る保育を展開する。
- (4) 幼児と教師の信頼関係を基盤に、様々な人々との関わりを通じて、基本的な生活習慣の形成や規範意識等の道徳性の芽生えを培う保育を展開する。
- (5) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、深い幼児理解の下、各期のねらいに応じた指導内容や方法を実践を通して評価し見直すことにより、指導計画の改善を図る。

3 時代や社会の要請に応える幼児教育

家庭や地域におけるこどもの生育環境の変化や時代の要請に的確に対応し、園での生活と家庭や地域での生活との連続性を踏まえた幼児教育の充実を努める。

- (1) 幼児理解を深め、幼児一人一人の発達の段階を把握して指導の改善に生かすなど、状況に応じて的確に対応できる専門性を高め、実践的指導力の向上を図る。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、個別の指導計画や大分市相談支援ファイル「つながり」を活用するなど、継続的な支援を充実する。
- (3) 園の機能や施設を生かし、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協力しながら、地域における幼児教育のセンター的役割を果たす子育て支援を充実する。

<本年度の重点>

■「大分市幼児教育・保育カリキュラム」等に基づいた保育の充実

- ・身近な人との関わりの中で育む生きる力の育成の推進
- ・幼児理解を基にした実践的な園内研究の推進

■特別支援教育の充実に向けた個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、実施、改善

指 標	基準値 (R5年度)	実績値 (R7年度)	目標値 (R11年度)
「育みたい資質・能力」を踏まえたカリキュラムを作成し、評価・改善を行っている施設の割合	81.0%	90%	100%

I 「縦の接続」による教育の展開

1 幼保小連携の推進

こどもの成長を切れ目なく支えるためには、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、特に「架け橋期」と言われる5歳児から小学校1年生の2年間の教育を充実していくことが重要である。

小学校と幼児教育・保育施設の職員が互いの教育・保育内容について理解することは、児童が小学校入学後に集団生活に適應することができない、いわゆる「小1プロブレム」の解消にもつながることから、各小学校・園においては、相互理解に基づいた学びの接続に向けた取組を推進することが必要である。

<本年度の重点>

- 校区幼保小連携推進協議会において、授業参観や保育参観を実施し、参観したこどもの姿を基にした協議の実施
- 相互理解に基づいた「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施及び振り返り

指 標	基準値 (R5年度)	実績値 (R7年度)	目標値 (R11年度)
校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施し、授業参観・保育参観を通じた協議を行った小学校の割合	22.0%	69%	70%

2 小中一貫教育の推進

本市では、これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高揚や小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られている。

各学校においては、こうした取組の成果を踏まえ、今後とも、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育むため、9年間を見通した系統的な教育課程の実施、改善を図り、5つの視点に沿って小中一貫教育の推進に努めることが必要である。

視点1	目指すこども像の共有	中学校区における育成すべき資質・能力を明確にした目指すこども像や取組の重点等について、小中学校の教職員間で共有を図る
視点2	学びの連続性の確保	系統的な教育課程を基に、指導方法の工夫改善を図り、9年間の学びの連続性を確保する
視点3	児童生徒の交流	合同行事や交流活動により、児童生徒が共に活動する機会を充実する
視点4	教職員間の連携・協働	中学校区の取組の重点等に基づき、小中学校の教職員間の連携・協働を深める
視点5	家庭・地域への情報発信	学校ホームページや広報紙を充実させ、小中一貫教育の取組状況や成果・課題等の積極的な情報発信を行う

各中学校区の取組

■小中一貫教育全体計画及び年間指導計画等に基づく取組の充実を図る

- 中学校区における育成すべき資質・能力に基づく取組の検証を通じた指導計画等の改善
- 全校又は特定の学年・集団での児童生徒の合同行事、交流活動（オンライン交流を含む）の実施
- 中学校区作成の9年間を見通した学習・生活のきまりの活用、改善 等

■学校や地域の実情に応じた取組の充実を図り、研究成果等の還元を努める

- 小中合同研修会等を通じた計画的・継続的な研究の推進
- 公開研究発表会、中間報告等を通じた成果の還元 等

【実践発表校】

上野ヶ丘・明野中学校区（3年次）公開研究発表会
大分西・南大分中学校区（2年次）小中一貫教育推進フォーラム中間報告会

大分市小中一貫教育校 賀来小中学校 神崎小中学校の取組

■大分市小中一貫教育校ならではの特色ある取組の充実を図り、研究成果等の還元を努める

- 教職員全員に兼務発令
- 前期（1～4年）、中期（5～7年）、後期（8・9年）の3期に応じた教育活動
- 第1学年から英語教育を実施
- 中期での一部教科担任制の実施
- キャリア教育の推進
- コミュニティ・スクールの活用
- 9年間を見通した学習・生活のきまりの活用や各期別集会の実施 等

義務教育学校 碩田学園の取組

■義務教育学校として、9年間の連続性を重視した特色ある教育活動の展開に努める

- 日常的な異学年交流等による心育ての充実
- コミュニケーション能力を育む教育の充実
- 前期（1～4年）、中期（5～7年）、後期（8・9年）の3期に応じた教育活動
- 第1学年から英語教育を実施
- 中期での一部教科担任制の実施
- コミュニティ・スクールの活用
- 9年間を見通した学習・生活のきまりの活用や各期別集会の実施 等

<本年度の重点>

- 学校や地域の特色を生かし、9年間を見通した系統的な教育課程の実施、改善
- 児童生徒の心身の発達の変化や生徒指導上の諸課題、学力形成上の特質の違い等による小中の段差（いわゆる中1ギャップ）の軽減を図るため、中学校区における教職員間の情報共有等の取組の充実
- 小中合同授業研究会等を通じた組織的な授業改善

指 標	基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
中学校進学（7年生の進級）にあたり、不安よりも期待が大きいと感じる児童の割合	63.6%	71.1%	80 %

3 キャリア教育の推進

こどもたちには、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けさせることが重要である。

各学校においては、社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、キャリア教育の目標や育成すべき資質・能力、各教科等との関連を明確にし、小中学校9年間を通して継続的、発展的な取組を推進することが必要である。

- | | |
|--|--|
| <p>1 地域や学校の実態に応じて、自校のキャリア教育を体系的に示した全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・系統的なキャリア教育の推進に努める。</p> <p>(1) 校長の方針に基づき、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら適切に役割分担を行うなど、校内推進体制を充実するとともに、地域や関係諸機関との連携を図る。</p> <p>(2) 各教科等のキャリア教育に関する内容の相互の関連性や系統性を踏まえた指導計画を作成し、発達の段階に応じた教育活動を展開する。</p> <p>(3) 学校種間、家庭・地域及び関係諸機関との緊密な連携により、進路に関する情報を収集・提供する。</p> | <p>2 自らの在り方や生き方を追求する諸活動の充実を図り、高等学校等への進学や就職などの将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を主体的に選択する資質・能力の育成に努める。</p> <p>(1) 小中学校9年間を見通し、自己理解を深める学習及び個の特性に応じた指導を充実する。</p> <p>○ 小学校においては、特別活動の学級活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、職業に関する調べ学習や見学・体験活動等を通し、児童自らが自分のよさや自分らしさを見付けるとともに、夢や希望のもてる指導の工夫に努める。</p> <p>(2) 児童生徒や保護者との相互理解に基づいた継続的な相談活動の推進と個別指導を充実する。</p> <p>(3) 地域との連携を深め、社会参画意識の醸成や望ましい勤労観・職業観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫改善を図る。</p> |
|--|--|

<本年度の重点>

- 地域調べや職場見学・職場体験のほか、社会人講話を実施するなど、学校や地域の実情に応じた組織的・系統的な指導の充実

指 標		基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小	82.1%	84.9%	90 %
	中	66.8%	80.9%	85 %

1 確かな学力の定着・向上

こどもたちの生きる力を育む上から、「基礎的・基本的な知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成し、確かな学力の定着・向上を図ることが重要である。

各学校においては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す中、全ての学習の基盤となる言語能力、とりわけ「書く力」を育成するとともに、探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の充実を図ることが必要である。

1 確かな学力の定着・向上を図る学習指導

1 授業の工夫改善を進める実践的な教育研究を基本に不断の自己研鑽を通し、授業力を高め、確かな学力の定着・向上に努める。

- (1) 各教科等の目標や内容の系統性、関連性を明確にした指導により、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。
- (2) 個に応じたきめ細かな指導、自己の学びや変容を自覚できる学習活動等の充実により、児童生徒の学習意欲の向上を図る。
- (3) 学力調査等の結果を効果的に活用し、具体的な目標を明確にした指導と評価を充実する。
- (4) 学校ホームページや学校の広報紙を通した学力調査の分析結果及び改善策等の公表により、学力向上の機運を醸成し、家庭学習の習慣化や補充学習の充実を図るなど、家庭・地域と一体となった取組を推進する。

2 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に向け、学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結び付けていく（**主体的な学び**）、多様な人との対話や先人の考え方、書物等で考えを広げる（**対話的な学び**）、各教科等で習得した知識や考え方を活用した見方・考え方を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発見・解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりする（**深い学び**）過程を重視した学習の充実に努める。

- (1) 児童生徒一人一人を多面的に理解し、よさや可能性を生かした指導を充実する。
- (2) 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、児童生徒自らが学習課題や解決方法を考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成するなど、深い学びを実現する学習過程を工夫改善する。
- (3) 児童生徒の学習の実態に基づき、習熟度別指導や複数教員による協力的な指導、専門的な指導を生かした小学校の教科担任制など、一人一人が意欲的に取り組むよう、指導方法を工夫改善する。

(4) 観察・実験、レポートの作成、記録、説明、論述など知識及び技能の活用を図る学習活動を通し、各教科等における思考力、判断力、表現力等を育む言語活動を充実する。

(5) 学校図書館において、読書活動を推進する「読書センター」「学習・情報センター」の機能を生かし、言語活動や探究活動を充実する。

(6) 一人1台端末等のICTを効果的に活用し、自分の意見をまとめ、表現する学習活動や授業と関連付けた家庭学習を充実する。

(7) 専門的な技術や豊富な経験をもつ地域人材等を活用した学習活動を充実する。

3 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指し、ALT等を効果的に活用しながら、コミュニケーションを行う目的、場面、状況等に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合う言語活動を通した指導により、英語教育の充実に努める。

(1) 小学校においては、中学年から、聞いたり話したりする音声面を中心とした外国語活動を通して、コミュニケーションの楽しさや大切さを体験させた上で、高学年では、音声で十分に慣れ親しんだ表現を読んだり書いたりする活動を加えた教科学習を充実することにより、中学校への接続を図る。

(2) 中学校においては、小学校での学習内容や指導方法及び定着状況を踏まえた上で、聞いたり読んだりしたことについて意見を述べ合うなど、領域間の統合的な言語活動を工夫することにより、学習活動を充実する。

(3) ALTや外部人材を活用することにより、児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保し、授業を実際のコミュニケーションの場面とする学習活動を充実する。

(4) 「CAN-DOリスト形式」による学習到達目標を児童生徒と共有し、達成状況を把握することにより、指導と評価を充実する。

2 探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間

学校の教育目標の実現に向け、児童生徒や学校、地域の実態に応じた探究課題を設定し、自己の生き方を考えさせる総合的な学習の時間の充実に努める。

- (1) 学校の実態に即し、小中学校の系統性を踏まえ、指導のねらいや育てたい力を明確にした年間指導計画を作成するとともに、評価を充実する。

- (2) 学校が育成を目指す資質・能力を踏まえ、教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの軸となる総合的な学習の時間と各教科等を関連付けた単元配列表を作成し、創意工夫を生かした学習活動を充実する。
- (3) 他者と協働して問題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の過程が繰り返される探究的な学習を充実する。

<本年度の重点>

■「大分市授業力向上ハンドブック」等に基づいた授業づくりの推進

- ・単元や1単位時間の授業における「見通し」と「振り返り」のある問題解決的な授業展開の推進
- ・一人1台端末や電子黒板等のICTを効果的に活用した分かりやすい授業展開の工夫改善
- ・国語科をはじめとした各教科等における書く力の育成

■探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の充実

- ・「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の過程が繰り返される探究的な学習の充実
- ・総合的な学習の時間と各教科等を関連付けた単元配列表の作成、活用

■小学校外国語活動・外国語科及び中学校外国語科の授業におけるICTを効果的に活用した言語活動の工夫

■小中学校の連携した取組による英語教育の充実

- ・「CAN-DOリスト形式」による学習到達目標の小中学校間での共有
- ・互見授業等による学習内容や指導方法等の相互理解

■「T-LABO」において配信する授業動画等の活用

指 標		基準値 (R5年度)	実績値 (R7年度)	目標値 (R11年度)
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小	100%	86.6%	100%
	中	82.6%	60.8%	100%
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小	79.3%	89.2%	90%
	中	78.6%	94.6%	90%
学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童生徒の割合	小	80.6%	92.3%	90%
	中	79.6%	96.5%	90%
総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組むことができる児童生徒の割合	小	70.5%	81.5%	90%
	中	70.8%	88.5%	90%

2 豊かな人間性と社会性の育成

こどもたちに、社会生活を送る上で必要な規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、多様な価値観を認めつつ、他者と対話したり協働したりしながら、主体的に判断し、適切に行動できる資質・能力を育成することが重要である。

各学校においては、家庭や地域との連携・協働の下、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望をもち、未来を見据えた持続可能な社会の創り手となるよう、児童生徒の発達の段階に応じた、豊かな人間性と社会性を育む教育活動を充実することが必要である。

1 豊かな人間性と社会性を育む道徳教育

- 1 家庭や地域と連携・協働を図り、道徳科を要として、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通じて豊かな人間性と社会性を育む道徳教育の充実に努める。

- (1) 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の教育課題と指導の重点を明確にし、全体計画を改善するとともに、評価を充実する。
- (2) 児童生徒の内面に根ざした道徳性を育む指導の充実により、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念等を育成する。

- (3) 発達の段階や特性に応じた豊かな体験活動の充実により、規範意識や他者との協働性、社会生活の中で求められる公德心を大切にする態度を育成する。
 - (4) 地域の自然や伝統、文化に親しむ活動等を通し、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を育成する。
 - (5) 道徳科の授業公開や学校の広報紙等を通じた情報発信により、保護者や地域の人々と連携した児童生徒の心育を推進する。
 - (6) 学校図書館の利活用等を通し、児童生徒の幅広い読書活動の推進を図る。
- 2 「大分市道徳指導ハンドブック（改訂版）」の活用により、明確な指導のねらいの設定や自らの生き方を主体的に考える場の工夫を図り、心に響く魅力ある道徳科の充実に努める。
- (1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。
 - (2) 児童生徒相互の温かい人間関係や教師との信頼関係を基盤とした指導を充実する。
 - (3) 既存の価値観をゆさぶる問いの位置付け、内容等を構造的に示す板書など、多様な考えを引き出し、考え議論することを通して、自己の考えを深める学習を充実する。
 - (4) 発達の段階や指導のねらいに即し、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫改善する。
 - (5) 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取り、自己肯定感や人間関係を築く力等を育むよう、認め、励ます個人内評価を充実する。
 - (6) 小中合同授業研究会等の機会を活用し、中学校区における道徳教育の重点目標や児童生徒の発達の段階等を踏まえた道徳科の指導を推進する。

2 自己実現を図ろうとする態度を育む特別活動

- 1 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、豊かな学校生活を築くとともに、自己実現を図ろうとする態度の育成に努める。
 - (1) 各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等との関連を重視し、互いの違いやよさを認め合う活動の充実を図り、よりよい人間関係を築く力を育成する。
 - (2) 家庭や地域との連携・協働を深め、奉仕や勤労の精神、福祉の心等を育てる体験活動を通し、社会に参画する態度を育成する。
 - (3) 自他の個性を理解し尊重し合うことで、よりよい人間関係を築き、人間としての生き方について考え、自己実現を図ろうとする態度を育成する。
 - (4) 適切な指導や個別的な援助の下、自らよりよい生活を築くための話し合い活動等を通し、自治的能力を育成する。
 - (5) 一人一人が他者と協力することの楽しさや達成感を味わうことができる活動を工夫するなど、心の通い合う学級経営を確立する。
- 2 学校の教育目標や指導の重点を踏まえた特別活動全体の創意ある指導計画を作成し、自主的、実践的な活動を助長する教育の充実に努める。
 - (1) 学級の実態や発達の段階を踏まえた重点的な指導により、集団の一員及び人間としての生き方の自覚を深める学級活動を充実する。
 - (2) 豊かで充実した学校生活を目指す自発的、自治的な活動を通し、規則の遵守、協力の精神を培う児童会・生徒会活動を充実する。
 - (3) 喜びや苦勞を分かち合いながら互いに協力する活動を通して、他者との関わりや協働の意義を実感し、集団への所属感や連帯意識を深める学校行事を充実する。
- 3 入学式や卒業式などにおける国旗・国歌の取扱いについては、学習指導要領に基づき適切に実施する。

<本年度の重点>

■学校、家庭、地域が連携・協働した心育の推進

■「大分市道徳指導ハンドブック（改訂版）」の活用等を通じた組織的・系統的な取組の推進

・考え、議論する授業づくり

・組織的、計画的な評価の推進

■自然体験や社会体験など豊かな体験活動の推進

■感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする幅広い読書活動の推進

■SNSを通じたいじめの問題、人権侵害等、情報モラルに関する指導の強化

指 標		基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小	84.6%	88.2%	90%
	中	81.2%	91.0%	90%
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小	83.2%	91.8%	100%
	中	86.7%	96.5%	100%
読書活動や体験活動等を通して、感動したり、自分の考えが広がったりしたと感じる児童生徒の割合	小	87.6%	86.1%	95%
	中	90.8%	91.2%	95%

3 健やかな心身の育成

近年、こどもたち一人一人の運動量の格差や、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題など、心と体の多様な課題が生じている。これからの急激に変化する時代の中で、こどもたちの心と体の調和的発達を図り、健やかな心身を育成することは極めて重要である。

体力については、人間の活動の源であり、健康の保持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素である。

また、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、こどもたちが健康課題の解決に向けて適切に対処する資質・能力を育成することも重要である。

各学校においては、児童生徒の体力向上を目指し、運動やスポーツの実施機会の充実に図るとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進、学校給食・食育の充実により、心身の健康の保持増進を図ることが必要である。

1 健やかな心身を育む体育活動

家庭や地域との連携を深め、学校教育活動全体を通じて心身の調和的な発達を図る指導を充実し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力向上を図り、明るく豊かな生活を営むための健やかな心身の育成に努める。

- (1) 地域や学校の実態に応じた体育・健康に関する指導計画に基づく計画的・継続的な指導の充実により、心と体の調和的発達を図る。
- (2) 児童生徒の実態に応じた体力向上プランに基づき、評価と改善を行いながら組織的に体力向上の取組を実践する。
- (3) 「大分っ子体力アップわくわく事業」「体育・保健体育主任研修」等を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができる体育活動の充実に図り、運動好きな児童生徒を育成する。

2 健やかな心身を培い、豊かな人間性を育む運動部活動

スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、積極的に参加できる運動部活動の実施体制を整えることにより、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に努める。

- (1) 「大分市立中学校部活動ガイドライン」に則り、学校全体の指導の目標・方針を定め、計画的、組織的な運営を行うことにより、生徒の体力向上と健康増進を図る。
- (2) 生徒の主体性を尊重した各部の目標・指導方針を定め自主的、自発的な態度を育成する。

- (3) 「部活動指導員活用事業」や「運動部活動総合活性化事業」などにより、学校の実態に応じた指導者の確保に努め、運動部活動の実施体制を整える。

- (4) 生徒のバランスのとれた生活や成長のため、週当たり2日以上上の休養日の設定や安全面に配慮するなど、指導者と生徒及び保護者との信頼関係に基づいた適切な部活動の運営と指導を確立する。

3 健やかな心身を育む学校保健

- 1 地域や学校の実態に応じた学校保健全体計画及び年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて、個々の健康課題を適切に判断し、自ら解決する力や自他の生命を尊重する心を育むことにより、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができる資質や能力の育成に努める。

- (1) 家庭との連携の下、各教科等の学習内容を相互に関連させるなど、生活習慣に関する指導の充実に図り、自ら積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。
- (2) 歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物洗口を実施することにより、児童生徒の歯と口の健康づくりを推進する。
- (3) 生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、家庭・関係機関等との連携を推進し、保護者や地域の理解を得るとともに、児童生徒の発達の段階を踏まえた年間指導計画の下、性に関する指導の充実に図る。

- (4) 医療関係者等との連携の下、児童生徒の発達の段階を踏まえたがん教育を推進することにより、がんについての正しい理解と、がん患者への正しい認識をもち、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒の育成を図る。
- (5) 関係機関との連携の下、児童生徒の発達の段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育を推進し、児童生徒が自ら正しく判断し行動できる資質・能力の育成を図る。
- (6) 児童生徒が感染症を正しく理解し、適切に対応する力を育成するため、感染症予防の指導の充実を図る。

2 複雑化・多様化する児童生徒の健康課題に対応するため、保健室の機能を生かしつつ、健康診断や健康観察等により組織的かつ適切に児童生徒の心身の状況を把握し、保健管理における健康の保持増進を目的とした取組の充実に努める。

- (1) 児童生徒の心身の健康について、全教職員が連携し、日常の健康観察等により多面的・多角的に状況を把握するとともに、課題の背景について分析を行い、個に応じた健康相談の充実を図る。
- (2) 学級担任等による適切な健康観察の実施と「学校等欠席者・感染症情報システム」の活用を組織的にを行い、感染症の発生動向を把握し早期に対応する。
- (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師や家庭との連携の下、校内保健管理体制の充実を図り、感染症対応における危機管理を徹底する。
- (4) 児童生徒の心身の健康課題について全教職員で共通理解を図るとともに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等と連携し、健康課題解決に向けた児童生徒の自主的、実践的な態度を育成する保健指導の充実を図る。
- (5) 学校、家庭、地域及び関係機関との連携の下、学校保健委員会を開催し、地域や学校の実態に即した児童生徒の健康づくりを推進する。

4 安心・安全な学校生活を保障する学校安全

学校内や通学路等の安全点検を定期的実施し、安全に関わる指導方法の工夫改善を図ることにより、自ら安全に行動できる能力や態度の育成に努める。

- (1) 事故・災害発生時には「大分市子ども危機管理マニュアル(改訂版)」や「大分市学校災害対策マニュアル(改訂版VI)」に基づいた迅速・適切な対応を行うとともに、事故・災害発生の要因を分析し、事故防止のためのきめ細かな安全対策に取り組む。

- (2) 学校や保護者及び教職員等間の連絡体制を整備した学校連絡システムを活用することにより、学校等からの連絡を迅速かつ正確に伝え、児童生徒の安心・安全を一層促進する。
- (3) AED(自動体外式除細動器)の取扱いに関する実技研修を行うなど、児童生徒の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。
- (4) 公用携帯電話や防犯カメラ等を活用して、不審者侵入の場面を想定した避難訓練を実施するなど、非常時における児童生徒の安全確保や連絡体制を確立する。
- (5) 学校、家庭、地域及び関係機関と連携した登下校時の安全指導を徹底する。

5 健全な食生活を実践する力を育む食に関する指導

家庭及び地域との連携の下、学校教育活動全体を通じて、体系的、継続的な食に関する指導を行い、児童生徒が生涯を通して健全な食生活を実践することができる資質・能力の育成に努める。

- (1) 学校給食の目標について全教職員の共通理解を図り、児童生徒の発達の段階に即した指導の充実を図る。
- (2) 食に関する指導の全体計画に基づき、家庭との連携を図りつつ、朝食摂取や偏りのない栄養摂取等、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度を育成する。
- (3) 栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の連携の下、専門性を生かした集団的な指導とともに、個々の健康課題等に応じた個別的な相談指導の充実を図る。

6 学校給食の充実

1 栄養バランス等に配慮した学校給食の実施により、児童生徒の食に関する適切な判断力を養うとともに、伝統的な食文化への理解を深めることや共同の精神を育むことを推進する。

- (1) 食品の種類や働き、望ましい栄養や食事のとり方についての理解を深めるために学校給食を活用し、よりよい食習慣に関する知識や実践しようとする態度を養う。
- (2) 食文化や食に関わる歴史等の理解と関心を高めるために、地場産物や郷土料理等を取り入れた給食を教材として活用する。

- 2 学校給食に係る施設設備の管理、運営体制の充実及び衛生管理の徹底により、「安心・安全・あたたかい」学校給食を実施するために望ましい環境づくりに努める。
- (1) 学校給食運営委員会等において所管事項の見直しを適宜行い、学校給食の適切かつ円滑な運営を図る。

- (2) 「学校給食衛生管理基準」等に基づいた食中毒や異物混入の防止など、適切な衛生管理による食の安全性確保の徹底を図る。
- (3) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「大分市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた研修や環境の整備に努め、食物アレルギーへの適切な対応を行う。

＜本年度の重点＞

- 歯と口の健康づくりや生活習慣に関する指導の充実
- 児童生徒の発達の段階を踏まえたがん教育の推進
- 栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する指導の充実

指 標		基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小	79.6%	78.7%	85%
	中	83.7%	84.3%	88%
自分の健康で気を付けていることがある児童生徒の割合	小	83.2%	82.9%	90%
	中	73.4%	75.1%	90%

Ⅲ 社会の変化への対応

こどもたちに「持続可能な社会の創り手」となるための力を育む上から、自分のよさや可能性を認識させるとともに、多様な人々と協働し、主体的に社会の形成に参画する態度を育成することが重要である。

各学校においては、グローバル化や情報化が進展する国際社会の一員として活躍できる人材を育成するために、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学びや様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを充実することが必要である。

1 グローバル社会における人材育成に向けた教育の推進

グローバル社会に対応するため、我が国や郷土の歴史・伝統・文化への理解を深め、これらに誇りと愛情をもつとともに、異文化・多様性を理解し、国際的視野に立って主体的に課題を解決するなど、国際社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとした各教科等において、我が国や郷土についての理解を深め、国際的視野に立って主体的に行動する資質・能力の育成を図る。
- (2) 郷土の先人、歴史、伝統や文化に親しむ活動などを通じ、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を養う指導の充実に努める。
- (3) ALTや外部人材を活用し、異文化交流や異文化体験等、国際理解に関する学習を充実させることにより、異なる文化をもった人々を受容し、共生することができる資質・能力の育成を図る。

2 情報社会に対応した情報教育の充実

教員のICT活用指導力の向上を図り、ICTの日常的・効果的な活用やプログラミング教育、情報モラル教育を通じて、児童生徒の情報活用能力を育成するなど、情報教育の充実に努める。

- (1) 学校の実態に即し、小中学校の系統性を踏まえ、情報活用能力を育成するための年間指導計画に基づく実践を行うとともに、各教科等での実施状況の効果を評価し、改善を図る。
- (2) 課題や目的に応じてICTを活用する場面を設定するとともに、必要な情報を主体的に収集・判断・表現する学習活動を充実することにより、情報活用の実践力の育成を図る。

- (3) プログラミング教育の充実を図ることにより、コンピュータやインターネットの仕組みなど、情報の科学的な理解を深める。
- (4) 社会生活の中で、情報や情報技術が果たしている役割等について指導することや体系的な情報モラル教育の充実を通して、情報社会に参画する態度の成を図る。

3 社会の変化に対応する力の育成

1 防災教育

「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版VI）」に基づき、学校の教育活動等を通じ、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等を計画的に行うことにより、自ら危険を予測し、回避する資質・能力の育成に努める。

2 主権者教育

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う資質・能力の育成に努める。

3 消費者教育

消費者生活及び金融に関する基本的な知識を習得するとともに、生活に必要な情報を取捨選択し、適切な意思決定や消費行動に結び付けることができる資質・能力の育成に努める。

4 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境と人間との関わりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境づくりのために自ら考え実践する資質・能力の育成に努める。

<本年度の重点>

- 国際理解教育や情報教育等、社会の変化に対応した教育活動の推進
- 情報活用能力育成に向けた年間指導計画の実施、見直し、改善
- デジタルドリルやタイピングソフト等を使った家庭学習における端末活用の推進

指 標		基準値 (R5/6年度)	実績値 (R7年度)	目標値 (R11年度)
自分の住んでいる国や他国の文化を知り、多様な人々と交流してみたいと思う児童生徒の割合	小	87.9%	84.0%	95%
	中	90.1%	87.8%	95%
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	小	55.4%	67.8%	80%
	中	60.6%	82.7%	90%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小	75.2%	86.7%	90%
	中	62.3%	88.3%	90%

IV 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とするこども一人一人に応じた多様な学びの場において連続性のある適切な指導を行えるよう、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を一層強化し、社会全体の様々な機能を活用して特別支援教育の充実を図ることが重要である。

各学校においては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制及び一人一人の児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導及び支援体制を一層充実させていくことが必要である。

- 1 特別な教育的支援を必要とするこどもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の下、適切な教育の推進に努める。
 - (1) 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、こども一人一人に応じた適切な教育的支援を充実する。
 - (2) 保護者との相互理解を基盤とし、特別支援学校や関係機関等と連携するとともに、校内適正就学指導委員会等を計画的に実施するなど、こども一人一人の実態を把握し、適切な就学支援の充実を図る。
 - (3) 保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図るとともに、大分市相談支援ファイル「つながり」等を基に、個別の教育支援計画を作成、実施、改善するなど、一人一人に応じた継続的な支援を充実する。
 - (4) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とするこども一人一人の実態を把握し、集団における指導の工夫や環境の整備など合理的配慮の提供を行う。
- 2 障がいの状態等を的確に把握し、将来の社会的自立を目指した特別の教育課程の編成、実施、改善に生かす評価に努める。
 - (1) 児童生徒の障がいの状態等に応じ、適切かつ具体的な指導目標や指導内容・方法等を位置付けた個別の指導計画を作成、実施、改善する。
 - (2) 一人1台端末等のICTを効果的に活用するなど、指導方法や教材・教具の工夫により、意欲的に取り組む学習活動を展開する。
 - (3) 指導のねらいを明確にし、社会性や好ましい人間関係を育む交流及び共同学習を推進する。
- 3 障がいのあるこどもの理解を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を努める。
 - (1) 特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用及び特別支援教育コーディネーターの機能の充実を図り、校（園）内支援体制を確立する。
 - (2) 特別支援教育に係る研修を通し、発達障がいを含め様々な障がいのあるこどもに対する専門的かつ実践的な指導力の向上を図る。
 - (3) 学級担任等と通級指導教室担当者が連携を密にし、通級指導教室での指導内容・方法を効果的に活用するなど、児童生徒の実情に応じた指導を充実する。
 - (4) 特別支援教育推進室等との緊密な連携により、相談活動を通じた計画的・組織的な指導を充実する。

<本年度の重点>

■特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等に基づいた、指導方法の工夫・改善

■特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実

指 標		基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
特別な支援を必要とする児童生徒に対して特性に応じた指導の工夫(板書、説明、教材提示の方法等)を行っている学校の割合	小	58.2%	60.7%	90%
	中	60.7%	67.9%	90%

V いじめ、不登校対策等の充実

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、生徒指導に関する課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、児童生徒の人格を尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、社会的資質・能力を身に付けるよう指導、援助することが重要である。

各学校においては、こうした時代の変化に対応しながら、これまで以上に、家庭や地域、様々な専門家や関係機関等と連携し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育てていくことが必要である。

- 1 家庭や地域等との連携・協働の下、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目的とする積極的な生徒指導の充実に努める。
 - (1) 多面的・多角的な情報収集を計画的に行い、児童生徒理解を深めるとともに、教師と児童生徒、保護者、児童生徒相互の信頼関係を構築する。
 - (2) 小中学校9年間を通して児童生徒一人一人が自己の存在感を実感できるよう、共感的な人間関係を育むとともに、自己決定の場の提供及び安全・安心な学校・学級の風土の醸成を推進する。
 - (3) 家庭や地域の教育力を生かした集団活動や体験活動等により、規範意識、善悪を判断する力、思いやりや自他の生命を尊重する心を育成する。
- 2 校長の積極的なリーダーシップの下、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用するとともに、全教職員が支え合い、学び合う同僚性を基盤として、一体となった組織的な生徒指導体制を構築し、家庭や地域、関係機関等との緊密な連携を図り、安全・安心な学校づくりに努める。
 - (1) 保護者との関係づくりや児童生徒の心のサインを的確に捉えることにより、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応と、警察等関係機関との早期の情報・行動連携による支援体制の整備・充実を図る。
 - (2) 「大分市いじめ問題対応マニュアル（R7改訂版）」等を活用し、いじめの問題に対する認識を一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内いじめ防止対策委員会を中核として、実効的・組織的にいじめの防止、早期発見、事案対処における迅速かつ適切な対応を行う。
 - (3) 「大分市不登校対応マニュアル（R7改訂版）」を活用し、新たな不登校を生まないための実効的な取組を推進するとともに、家庭や地域、関係機関等との連携により、不登校の理由に応じた働きかけや関わりを行い、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援を行う。
 - (4) 日常の児童生徒の観察や教育相談等を通じた児童虐待の早期発見に努めるとともに、大分市子ども家庭支援センターや大分県中央児童相談所への通告等により、迅速に連携して対応する。
 - (5) スマートフォン・タブレット・ゲーム機等でのインターネット利用の指導と危険回避の能力等の育成を行うとともに、保護者等に協力を求め、家庭でのルール作りの推進を図る。
 - (6) 「大分市子ども危機管理マニュアル（改訂版）」に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、児童生徒の安全確保に向けた危機管理体制の整備・充実を図る。

<本年度の重点>

- 学級集団検査の活用、教育相談の充実等を通じた多面的・多角的な児童生徒理解や家庭との連携によるいじめ・不登校の未然防止及び迅速かつ適切な初期対応
- いじめによる研修の充実によるいじめの積極的な認知及び校内いじめ防止対策委員会を中核とした実効的な組織体制によるいじめ対応
- 「OITA COCOLO PLAN」の取組に基づく、多様な学びの場や居場所の確保による、不登校児童生徒の社会的自立に向けた、誰一人取り残されない支援の充実
- 家庭や地域、関係機関等との緊密な連携による児童生徒の安全確保及び問題行動の未然防止、早期発見、早期対応

指 標		基準値 (R5 年度)	実績値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
いじめの解消率（認知から3か月以上経過したもの）	小	85.1%	91.4%	90%
	中	80.7%	86.7%	90%
学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合	小	88.9%	90.4%	95%
	中	77.3%	65.9%	85%

VI 地域とともにある学校づくりの推進

こどもの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が家庭や地域との連携・協働を図り、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要である。

各学校においては、家庭や地域と目指す子ども像を共有し、学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うとともに、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進することが必要である。

1 地域に開かれ信頼される学校づくり

校長の積極的なリーダーシップの下、教職員の意識改革を進め、学校や地域の特性を生かした開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努める。

- (1) 児童生徒及び地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進する。
- (2) 企画委員会を学校運営組織の中核として機能させた学校経営を推進する。
- (3) 教育活動等に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、「大分市の学校評価システム」に基づく学校評価を充実する。
- (4) 教職員評価システムを効果的に活用し、教職員の能力開発・資質向上と学校組織の活性化を図る。
- (5) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進を図り、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むことにより、地域とともにある学校づくりを推進する。
- (6) 家庭、地域及び関係諸機関との緊密な連携・協働の下、児童生徒の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。

2 創意工夫を生かした特色ある教育課程

「大分市教育課程編成要領」に基づき、学校の教育目標の実現に向け、各教科等の育成すべき資質・能力のつながりを意識した教科等横断的な視点から内容を組み立てるとともに、地域の人的・物的資源を活用するなど、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成、実施、評価、改善に努める。

- (1) 児童生徒の発達の段階を踏まえ、小中学校9年間の学びの系統性を見通した組織的、計画的な教育活動を充実する。
- (2) 各教科等の見方・考え方を働かせ、自ら問題解決を図る能力や態度を育むなど、確かな学力の定着・向上を目指す教育活動を充実する。
- (3) 読書に親しむ活動や発達の段階に応じた計画的な自然体験、社会体験など、豊かな人間性や社会性を育む教育活動を充実する。
- (4) 運動を通じて体力の向上を図るとともに、習得した知識の活用による思考力、判断力等の育成を図る教育活動を充実する。
- (5) 今日的教育課題の解決や日常実践の改善に向けた教育課程の評価を充実する。

3 働き方改革の推進

教職員が子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるよう、「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030」に基づく取組を推進する。

<本年度の重点>

■学校経営計画表と連動した学校評価の充実及び学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進による学校運営の改善

■「大分市教育課程編成要領」に基づく教育課程の編成、実施、評価、改善

指 標		基準値 (R5/R6 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
学校が地域と連携して子どもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合		76.2%	69.5%	85%
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと回答する学校の割合	小	92.7%	96.4%	100%
	中	78.5%	92.9%	100%

Ⅶ 学校教育における人権教育の推進と充実

インターネット上の人権侵害が横断的な人権課題となる中、部落差別、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者等への差別が現在もなお存在し、加えて戦争や災害、性の多様性、感染症に係る偏見や差別など、人権問題は複雑化・多様化しており、あらゆる差別の解消に向けては、差別に気づき行動できる力を育てていくことが重要である。

各学校においては、児童生徒が安心して過ごせる温かい雰囲気づくりを進める中、これまで人権・同和教育の実践で培った「仲間づくり」「自尊感情を高める」「こどもの背景を捉える」などの取組を継承・発展させながら、全ての教育活動の基盤となる人権教育の充実を図り、人権に関する確かな認識や自他の大切さを認める人権感覚、豊かな人間関係を築く力を身に付けた児童生徒を育成することが必要である。

1 人権尊重の視点に立った教育活動

こどもの背景を捉えた上で、人権尊重の視点に立った組織的、計画的な指導を学校の教育活動全体を通じて展開することにより、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができる児童生徒の育成に努める。

- (1) 各学校の人権教育目標の実現に向け、教職員が一体となって取り組む推進体制を確立するとともに、年間指導計画については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、あらゆる差別の解消を目指した学習に加え、人権啓発センター等の施設及び地域人材を含む外部講師等を活用した交流活動や体験活動を位置付け、9年間を見通した系統的な編成を図る。
- (2) 年間指導計画に基づき、あらゆる差別の解消を目指した授業実践の充実を図る。
- (3) 人権に関する知的理解の深化及び豊かな人権感覚の育成を目指し、交流活動や体験活動をもとにした体験的な学習サイクルを取り入れるなど、指導内容・方法を工夫改善する。
- (4) 年間指導計画について、児童生徒の実態に応じた点検、評価、改善を図る。

2 児童生徒に豊かな人権感覚を育むための教職員研修

人権に関する学習資料等の積極的な活用を図り、教職員一人一人が人権に関する知識・理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けるための研修を充実させ、人権尊重の視点に立った日常実践に努める。

- (1) 「法の下での平等」等の人権一般やあらゆる差別に対する認識を深めるとともに、他者を共感的に理解する力を身に付けるための系統的な年間研修計画を作成する。
- (2) 児童生徒の実態に応じた指導の充実に向け、教職員相互の情報交換や各種調査等を生かすことによりこども理解を深める。
- (3) 少人数や参加体験型等、教職員一人一人の主体的な学びにつながる研修形態を工夫し、実践的指導力の向上を図る。

3 家庭・地域等との連携

学校における取組状況について家庭、地域、関係諸機関等へ積極的に情報発信するなど、連携・協働体制の充実に努める。

- (1) 学級懇談などにおいて、保護者啓発資料等を効果的に活用することにより人権啓発の取組の充実を図る。
- (2) 地区人権教育（尊重）推進協議会等の団体や大分人権擁護委員協議会等の関係機関との連携・協働体制の一層の充実を図る。
- (3) 児童生徒の豊かな人権感覚を育成するために異校種及び様々な人々との交流活動を推進する。

<本年度の重点>

- あらゆる差別の解消を目指した授業実践の充実
- 相手の立場に立って考えるための交流活動や体験活動の充実
- 人権教育に関する資料やこども理解を深めるための「こどもの分析会」等を活用した教職員研修の充実

指 標	基準値 (R5 年度)	実績値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)
地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習を受講した児童生徒の割合	42.7%	71.7%	100%